

静岡県教育委員会
学校教育課長様

平成22年度

言語・聴覚・発達障害等の教育に関する

要望書

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会

はじめに

日頃より、静岡県言語・聴覚・発達障害教育について格別のご理解とご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会は、言語・聴覚障害に関する教育の推進を図ることを目的として、昭和45年の発足以来、県下の通級指導教室（言語・難聴）、養護学級（難聴）担当者が、幼児教育担当者や医療機関等の療育担当者と共に、言語・聴覚障害教育充実のための実践的研究及び相談事業等を着実に積み重ね、この教育の充実と担当者の資質向上に努めてまいりました。

また、平成19年度より本格的に実施された特別支援教育につきましても、言語・聴覚障害教育は、通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒に対して、いち早く多様で柔軟な支援を展開してまいりました。

さらに、18年度より県下全ての小中学校に本会活動についての案内を配布し、発達障害通級指導教室の担当者をはじめ、本会主旨に賛同される校内特別支援教育コーディネーターの先生方にも本会に加入していただいております。

また、本年度は、貴教育委員会からご後援を賜り、第38回東海四県言語・聴覚障害児教育研究会静岡大会を開催いたしました。県内外の先生方約600名にご参加をいただき言語・聴覚・発達障害についての研究を深めることができました。

今後も、言語・聴覚障害児教育はもとより発達障害児教育等も含めた研究組織として本県の特別支援教育の発展に対して更なる役割を果たしていきたいと考えておりますので、別記事項について格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

平成22年10月25日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会
会長（静岡市立番町小学校長）野末博文

要 望 事 項

I 通級教育の充実のための要望

- 1 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導担当の経験を活かしつつ、その経験が適切に継承されるよう人事面での配慮をお願いいたします。
- 2 通級指導教室(言語障害・聴覚障害・発達障害)や特別支援学級(難聴)の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室や特別支援学級(難聴)の新設や増設をお願いいたします。
- 3 中学校における通級指導教室や特別支援学級(難聴)の設置が著しく乏しい状況にあります。たいへん重要な思春期の生徒への支援の充実を図るため、中学校における通級指導教室の設置を推進するようお願いいたします。
- 4 通級による指導は保護者の強い要望などにより、午後に指導が集中し、勤務時間内では指導に対応することができません。加えて、本年度から実施された勤務時間の短縮により一層指導時間の確保が難しい状況にあります。こうしたことから、通級指導教室担当者については勤務時間や勤務体制の柔軟な運用ができるよう配慮をお願いいたします。
- 5 通級指導教室担当者は、通常の指導に加えて在籍校や関係機関の訪問・参観など多くの業務を抱えています。また、年度途中での入級に係わる教育相談も日常化しております。こうしたことから、在籍校訪問や教育相談などの時間も正規の業務として位置づけ指導時間として取り扱うことをお願いいたします。
- 6 通級指導教室の増加に伴って、通級指導教室の新任者も増加しております。本会においも新任者研修を実施しておりますが、年一回の実施で十分とは言えません。新任者が安心して通級指導教室を担当できるよう新任者研修等の充実を図っていただくことをお願いいたします。

II 言語障害通級指導教室充実発展のための要望

言語障害通級児童は年々増加しているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は横ばい状態です。ニーズに応え、質の高い指導を行うためには、言語障害通級指導教室のさらなる増加と担当者の配置をお願いいたします。

III 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

近年、聴覚障害特別支援学級や聴覚障害通級指導教室は、著しく減少しており、難聴児のニーズに答えることができない状態となっています。聴覚に障害のある

児童生徒の学習に於いては、障害の改善や克服についての指導に止まらず、将来の社会参加に向けた通常の学級での「学級適応」に関する支援がたいへん重要です。この「学級適応」への支援に大きな成果を収めてきた、難聴学級・教室が減少していくことは、難聴児やその保護者にとって大きな損失です。

そこで、聴覚障害特別支援学級や聴覚障害通級指導教室の増設を是非お願いいたします。

IV 発達通級指導教室充実発展のための要望

- 1 発達障害により、通常の学級で生活のしにくさや学習のしにくさを感じている児童・生徒が急増しています。これに伴い発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、その数はニーズに答えるものではありません。未設置の市町においては一刻も早く新設されることをお願いすると共に、既設の市町においてもニーズに応じた新設、増設をお願いいたします。
- 2 発達障害通級指導教室における担当者の複数配置は進んできましたが、未だ一人担当の教室も少なくありません。発達障害という障害の特性に応じた指導を実践することや担当者の資質向上を図るため複数担任の配置をお願いします。

V 早期指導充実発展のための要望

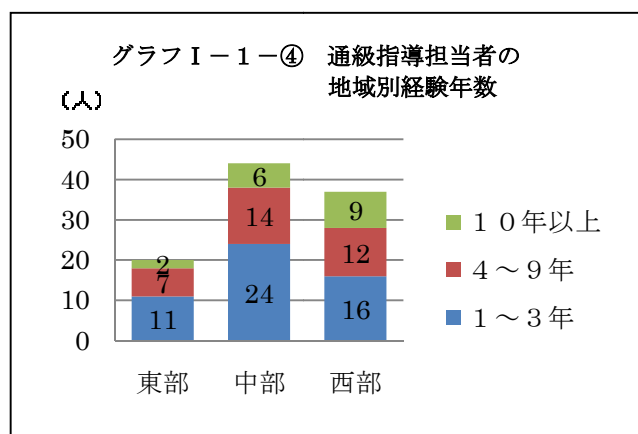
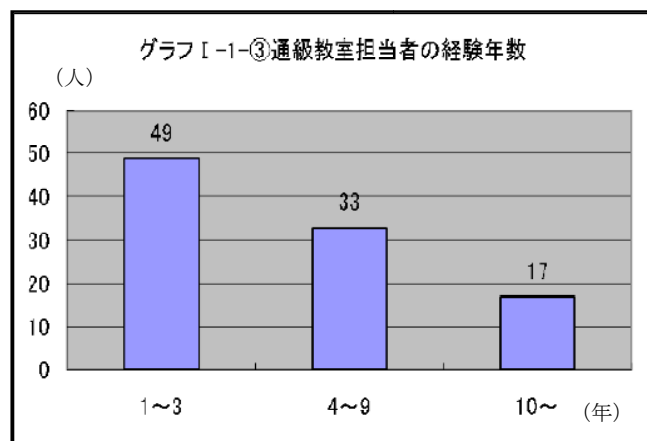
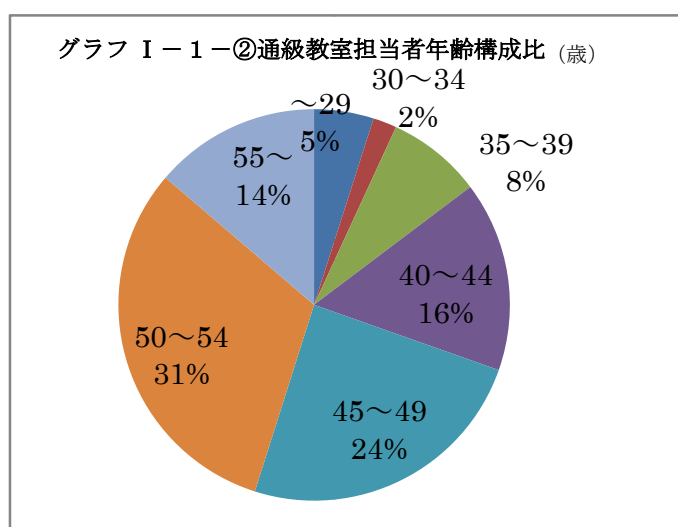
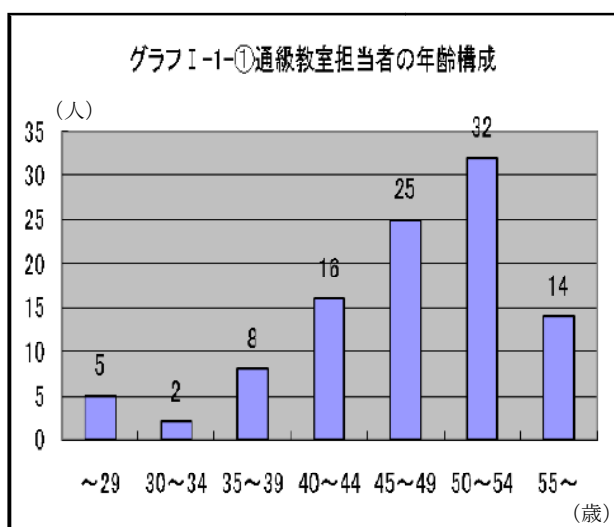
- 1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。
そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われまます。早期支援の重要性を鑑みこのことについてご検討くださるようお願いいたします。
- 2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に聴覚・視覚特別支援学校幼稚部と同様に正規職員を配置することをお願いいたします。また、市町に対して、非常勤講師などを配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

I 通級教育の充実のための要望

1 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導担当の経験を活かしつつ、その経験が適切に継承されるよう人事面での配慮をお願いいたします。

県教育委員会のご指導の下、通級指導教室担当者は、言語・聴覚・発達障害児教育の充実に努めてまいりましたが、グラフ I-1-①、グラフ I-1-②が示すように担当者の年齢は40歳代と50歳代に集中しており、20歳代と30歳代の担当者は全体の15%に満たない状態にあります。また、グラフ I-1-③のように担当者の約半数が経験年数3年未満となっています。特に東部地区は、グラフ I-1-④のように経験年数が10年未満の担当者が9割を占めております。このことは、東部地区には1市町1教室しか設置されていない市町が多く、他市町との人事交流を図りにくいことが要因として考えられます。

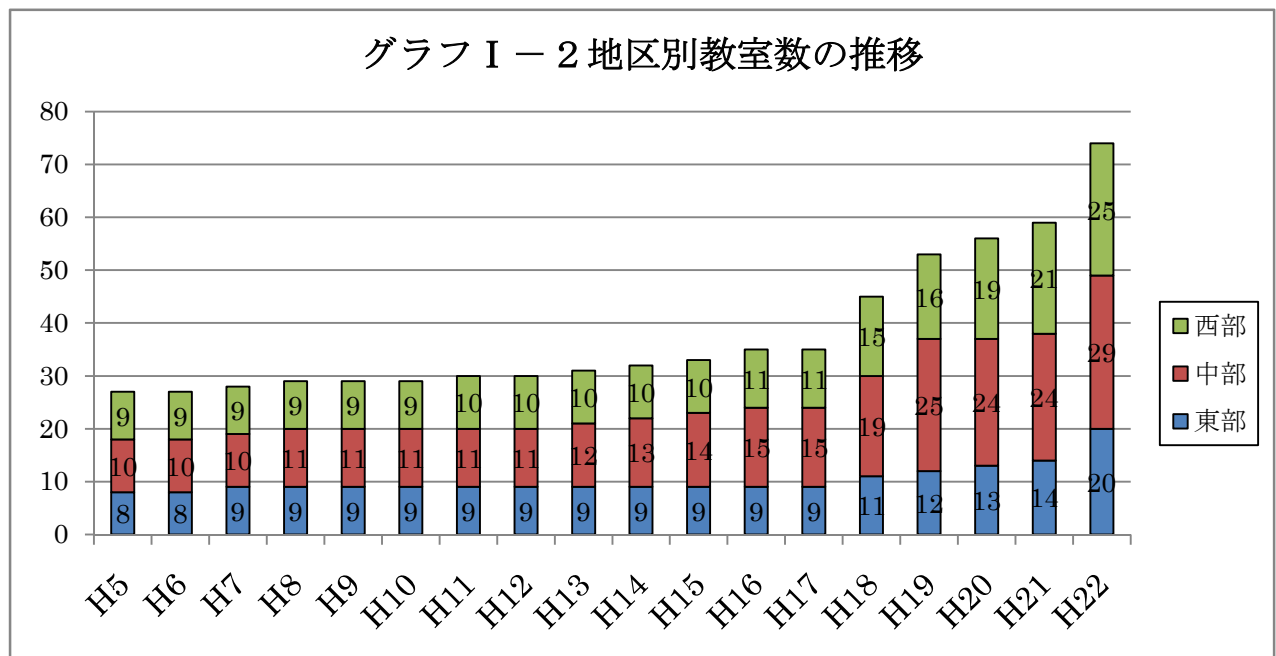
このような不均衡な担当者の構成は専門性を継承したり、深めたりする観点からも問題があり、本会主催の通級指導教室設置校長会でも多くの校長が課題として挙げております。本県の特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、将来的な視点に立った均衡のとれた人事が行われるようご配慮をお願いすると共に、東部地区においては他市町間の人事交流が円滑に図られるようご配慮をお願いいたします。



2 通級指導教室(言語障害・聴覚障害・発達障害)や特別支援学級(難聴)の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室や特別支援学級(難聴)の新設や増設をお願いいたします。

平成5年の通級制度法制化が契機となり、全国に通級指導教室が設置されるようになりました。静岡県においても、通級指導教室の必要性が広く理解されるようになり、グラフI-2にあるように、平成5年度には言語障害通級指導教室が27教室しかなかったものが、本年度は発達障害通級指導教室を併せて74教室にまで増えてきました。しかし、グラフからも分かるように、地区によって通級指導教室の設置数や設置率に大きな差があるのも事実です。特に東部地区では、未設置の市町もあり、通級児童・保護者が他市町から時間をかけ、苦勞して通っている場合も少なくありません。

こうしたことから、各市町の小中学校の「通級による指導」に対する調査をし、それに基づく教室設置を行い、地域間格差をなくすよう、ご尽力をお願いいたします。



3 中学校における通級指導教室や特別支援学級(難聴)の設置が著しく乏しい状況にあります。たいへん重要な思春期の生徒への支援の充実を図るため、中学校における通級指導教室の設置を推進するようお願いいたします。

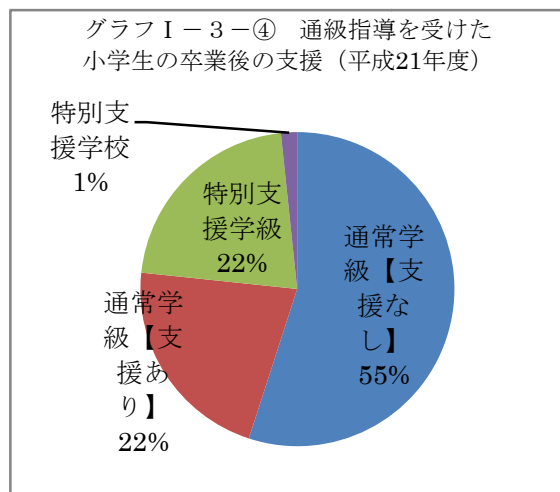
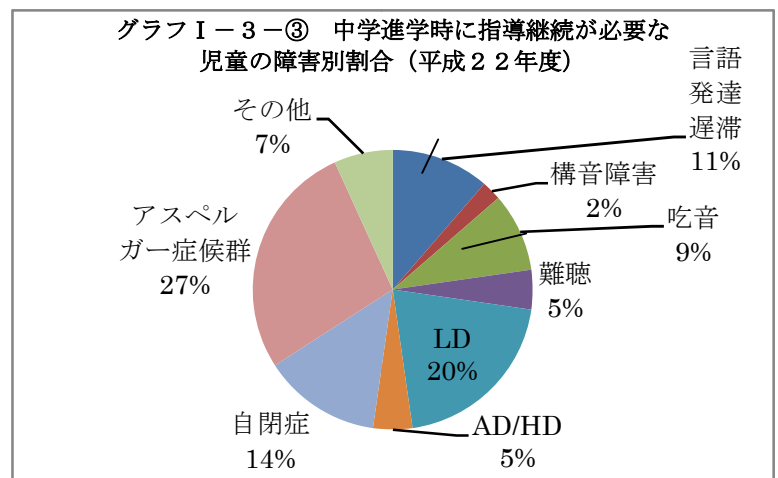
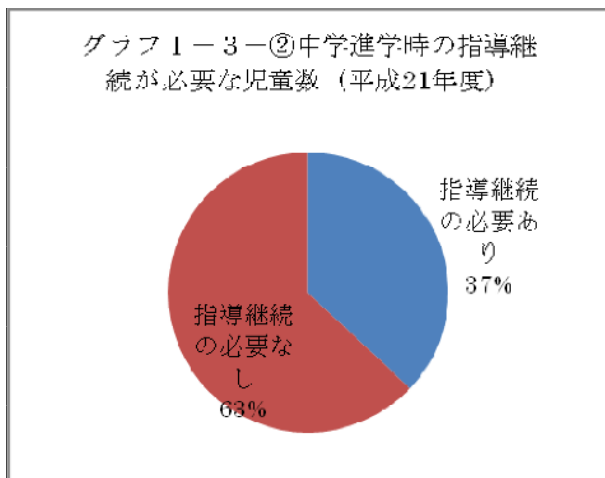
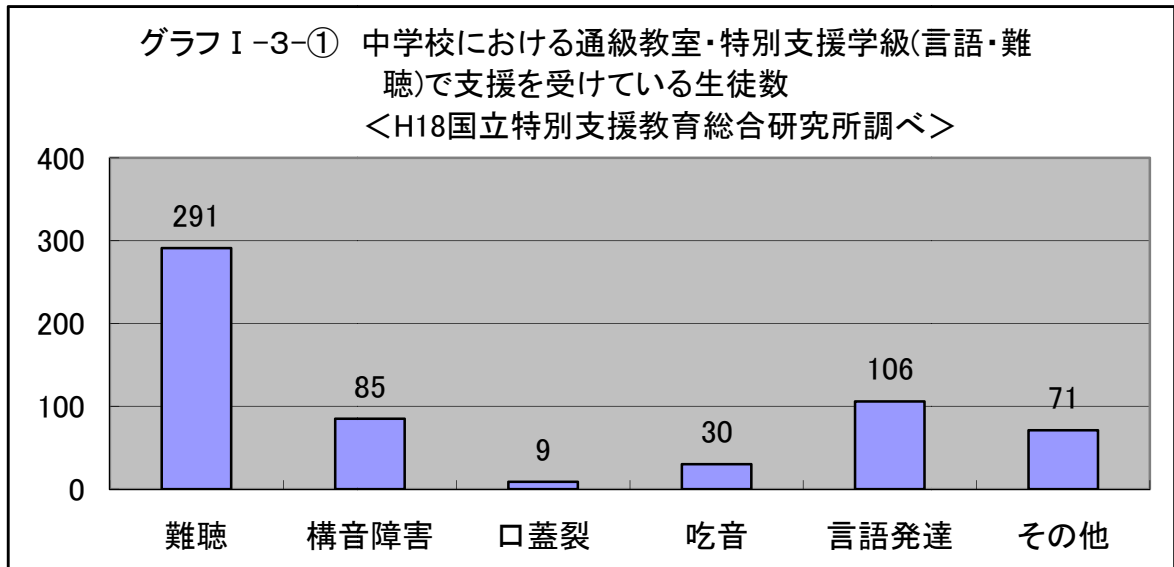
全国の中学校における言語障害や聴覚障害に対する指導・支援は、平成18年度の独立行政法人国立特別支援教育研究所の調査によるとグラフI-3-①のように、592名(うち、言語301名)の生徒が通級指導教室及び特別支援学級(難聴・言語)での指導を受けています。

しかし、静岡県では、中学校における通級指導はほとんど受けられない状況にあります。現在、中学生のための正規教員が配当されている通級指導教室は、浜松市に発達障害通級教室が3校に設置されているのみです。

県内通級指導教室における調査によると、中学校進学後も継続指導が必要と考えられるのに中学校に通級指導教室がないため、指導を中止せざるを得なかった通級児はグラ

フI-3-②のように小学校卒業生全体の4割近くおります。これらの児童を障害別に見るとグラフI-3-③のような結果が得られました。また、そうした児童の多くは、グラフI-3-④のように5割以上が通常学級に進学し、何ら支援を受けていない状況にあります。

以上のことから、本県における中学校通級指導教室の設置を重要かつ緊急の課題として推進していくようお願いいたします。

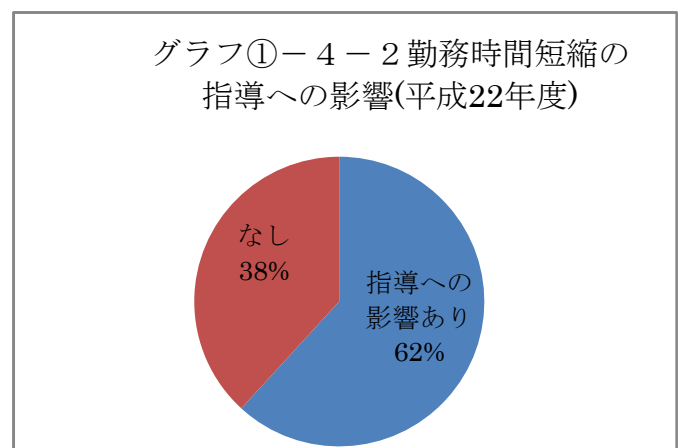
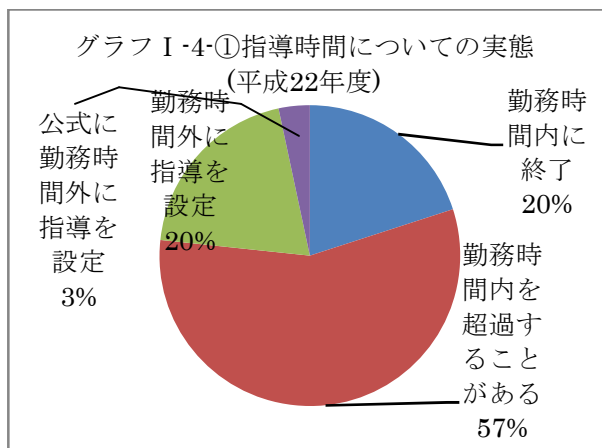


4 通級による指導は保護者の強い要望などにより、午後に指導が集中し、勤務時間内では指導に対応することができません。加えて、本年度から実施された勤務時間の短縮により一層指導時間の確保が難しい状況にあります。こうしたことから、通級指導教室担当者については勤務時間や勤務体制の柔軟な運用ができるよう配慮をお願いいたします。

通級による指導は、保護者の強い要望もあり、午後に指導を集中せざるを得ない状況にあります。こうしたことから、グラフ I-4-①のように8割以上の教室が勤務時間を超えて指導を行っていたり、勤務時間外に指導を組まざるを得なかったりする現状があります。加えて、グラフ I-4-②のように本年度から実施された勤務時間の短縮により一層指導時間の確保が難しい状況にあります。通級教室としても勤務時間内に指導を終わらせるためにグループ指導を組んだり、朝8時から指導をしたり、昼休みを利用して指導したりするなどの工夫はしておりますが、そうした工夫だけでは限界があります。

こうした現状から、各教室や各担当者の指導状況に応じてフレックスタイム等を適用することも一つの方法だと考えます。また、愛知県などで実施されている巡回指導も解決の一つの方法だと思われまます。巡回制とは担当者が複数の学校を担当し、曜日を決めてその学校を巡回し指導を行う方法です。これは午前の時間を有効に利用でき、通級児やその保護者の負担を軽減するというメリットがあります。

通級児童や保護者のニーズに応えながら、より多くの障害児を支援できるように勤務時間や勤務体制の柔軟な運用を各教室・各担当者の実情に合わせてできるようにお願いいたします。



5 通級指導教室担当者は、通常の指導に加えて、在籍校や関係機関の訪問・参観など多くの業務を抱えています。また、年度途中での入級に係わる教育相談も日常化しております。こうしたことから、在籍校訪問や教育相談などの時間も正規の業務として位置づけ指導時間として取り扱うことをお願いいたします。

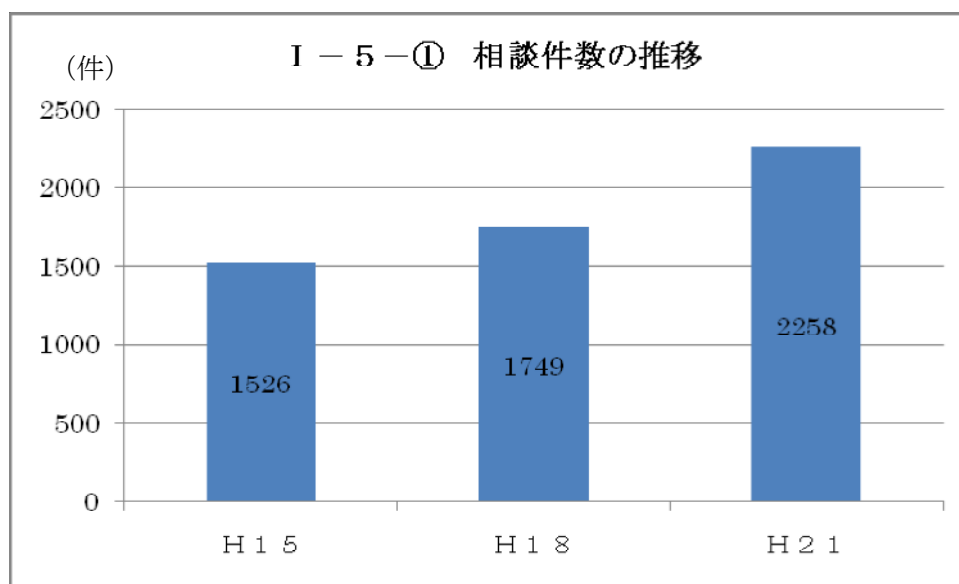
通級教室の指導で教育効果を高めるためには在籍校との連携は欠くことのできない

重要な活動の1つです。1児童につき最低でも年1回の在籍校訪問を行っています。すべての通級児童の在籍校訪問に要する時間を累計すれば相当の時間を費やしていることは明らかです。

また、通級指導教室では、グラフ I-5-①のように年度の途中に入級する児童数が非常に多く、更に増加傾向にあります。現状でも長期休業中を除けば一週間に一回(一回につき2時間程度を要する)近くの教育相談を行っています。

このような状況の中、年度当初より基準の指導時間数を設定した上で、在籍校訪問、教育相談などの業務を加えると、勤務時間を超えて指導を行わなければならない、担当者の過剰な負担を招いております。さらに、在籍校訪問の時間確保ができず、十分な連携が図れなかったり、教育相談の時間が確保できず、年度途中の入級希望には応じられない事態が生じたりすることも少なくありません。

こうしたことから、在籍校訪問や教育相談などの時間も正規の業務として位置づけ指導時間として取り扱うことをお願いいたします。



要望事項6について

6 通級指導教室の増加に伴って、通級指導教室の新任者も増加しております。本会においも新任者研修を実施しておりますが、年一回の実施で十分とは言えません。新任者が安心して通級指導教室を担当できるよう新任者研修等の充実を図っていただくことをお願いいたします。

近年、通級指導教室が増加し、その中には、指導や教室経営に不安を抱く担当者も少なくありません。通級指導教室の担当は、保護者からも在籍校からも「専門家」として期待されています。しかし、専門的なことを学んで通級指導教室を担当する者は少ないのが現状です。年度当初に十分な知識や経験がなく、通級制度や教室経営、指導計画、指導内容、指導方法、保護者との連携、在籍学級との連携など、通級指導教室独特の特性に一人で悩んでいる担当者います。「専門家」として最低限の準備をして新年度をスタートできるよう新任者研修等の充実を図る必要があると思われます。

特に下記の3点の資料と実践例については4月当初に指導計画や指導体制、年間計画を策定するまでに研修しておく必要があると思います。

- ・通級に関する法的な根拠 学校教育法および学校教育法施行規則
 - ・「通級による指導の手引き 解説と Q&A」 文部科学省編著
 - ・「通級による指導」の手引き 静岡県教育委員会
- また、新任者研修だけでなく、障害種の特理解や各種検査の実施方法とその活用などの研修を充実させていただくことをお願いいたします。

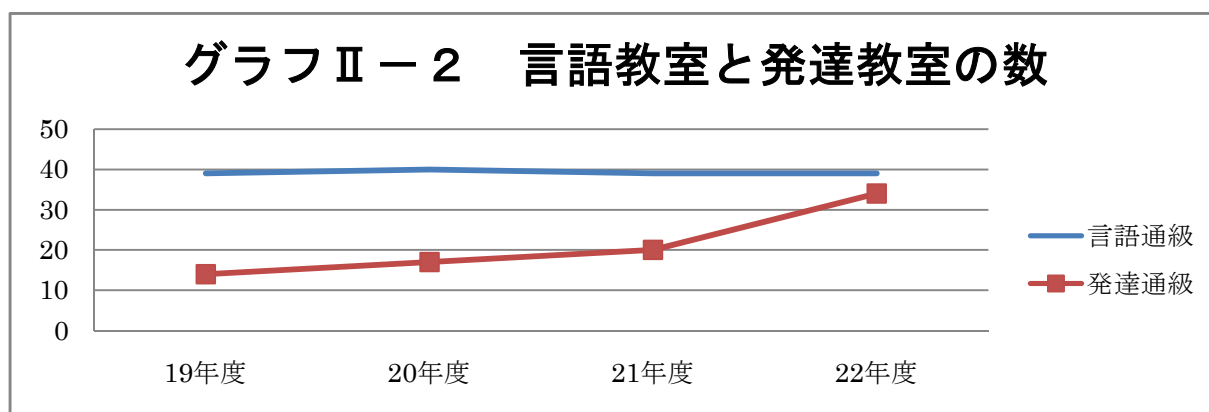
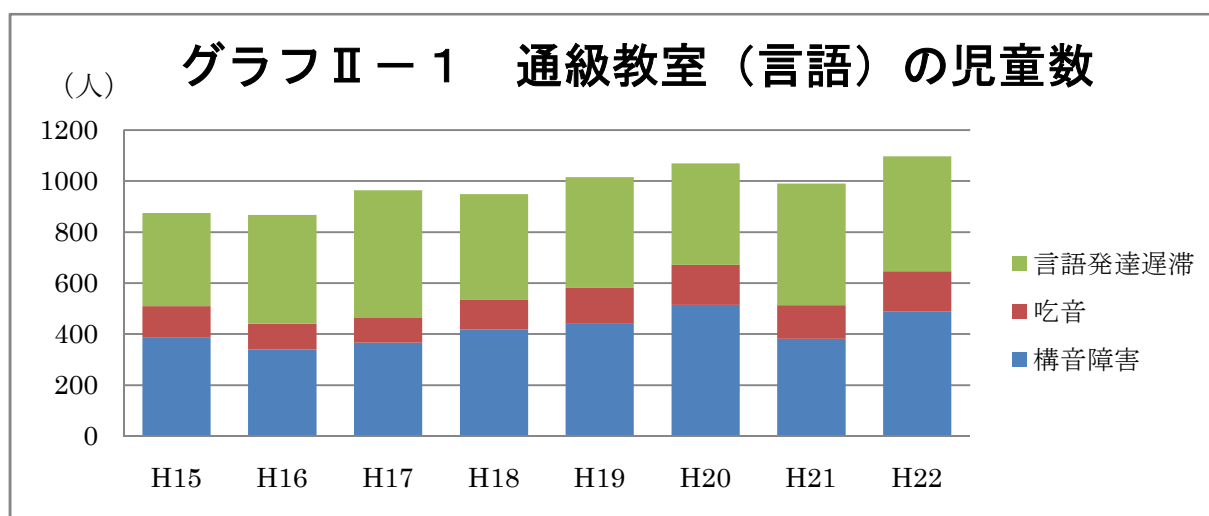
II 言語障害通級指導教室充実発展のための要望

言語障害通級児童は年々増加しているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は横ばい状態です。ニーズに応え、質の高い指導を行うためには、言語障害通級指導教室のさらなる増設と担当者の配置をお願いいたします。

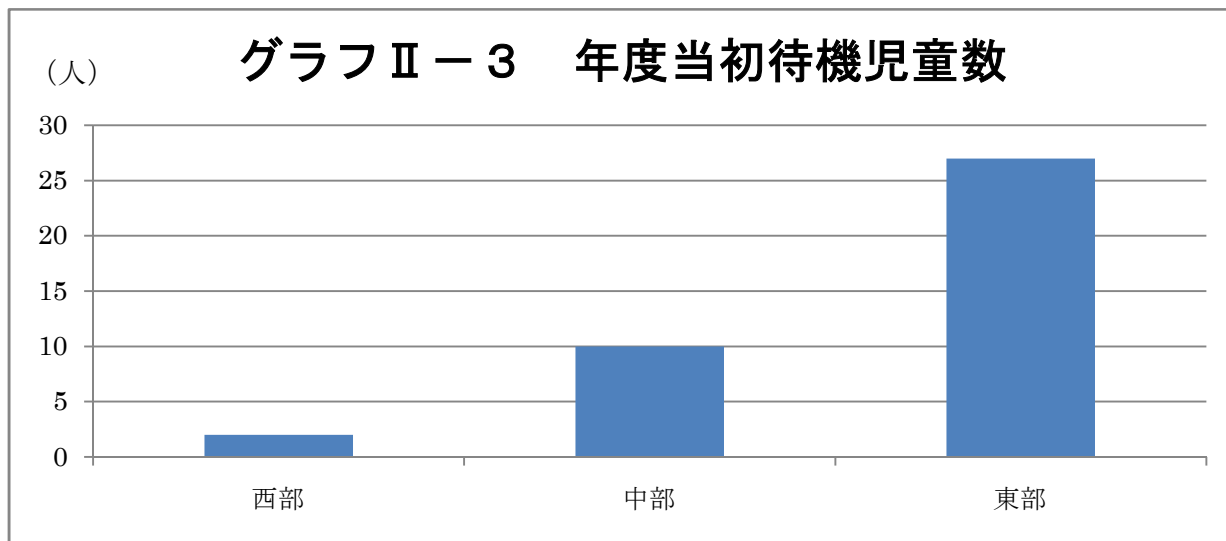
本県ではグラフⅡ－1のように、通級指導教室（言語）の通級児童数は徐々に増加傾向を示し、平成22年度当初で1097人に達しています。全児童数が減少していることから考えると、通級児童数の割合は増えていると言えます。

しかしながら、グラフⅡ－2のように、通級指導教室（LD等）に比して、通級指導教室（言語）の教室数は昨年度より全く増えていないのが現状です。これは、ニーズに合った措置であるとは考えられません。

幼児ことばの教室の認知が高まり、年々相談件数が増えています。通級児童の多くは幼児期から継続して指導を受けているので、幼児の指導人数の増加に伴って、児童数も今後増加することが予想されます。このままでは、言語の支援を要する児童のニーズに十分に 대응することが困難になります。教室数・担当者数が不足しており、指導の受け入れができず、対応できるまで待機してもらわなくてはならない状況が生じています。



そのために、グラフⅡ－3のように、東部地区においては、待機児童が27人にも達しています。県全体の待機人数は、20年度は36人、22年度当初は39人です。相談に訪れ、指導が必要であるにもかかわらず、速やかに適切な指導を受けることができないために、児童や保護者が不安を抱え続けることとなります。教室を増設し、担当者を配置することで、待機児童を減らすことができ、また、より質の高い丁寧な指導を行うことにつながります。今後も通級指導教室（言語）の増設と必要な担当者の配置を推進して下さるよう、お願いいたします。



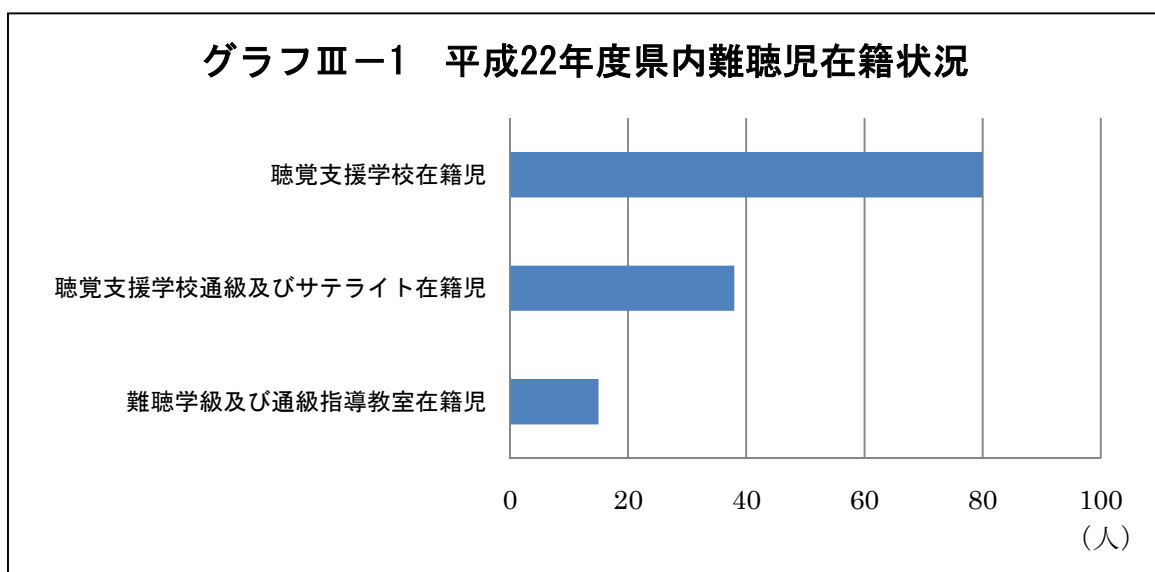
Ⅲ 聴覚障害通級指導教室等充実発展のための要望

近年、聴覚障害特別支援学級や聴覚障害通級指導教室は、著しく減少しており、難聴児のニーズに答えることができない状態となっています。聴覚に障害のある児童生徒の学習に於いては、障害の改善や克服についての指導に止まらず、将来の社会参加に向けた通常の学級での「学級適応」に関する支援がたいへん重要です。この「学級適応」への支援に大きな成果を収めてきた、難聴学級・教室が減少していくことは、難聴児やその保護者にとって大きな損失です。

そこで、聴覚障害特別支援学級や聴覚障害通級指導教室の増設を是非お願いいたします。

難聴児の数について、平成18年度静岡県教育委員会体育保健課の資料によれば、県内の小学生35,582人を対象とした調査の結果、0.96%の児童に難聴が見られるという結果が報告されています。ここから、県内には350人弱の難聴児がいることが推測されます。(350人の中には難聴と診断されてはいるものの日常生活には何ら支障のない児童もいると考えられます。)

このうち、聴覚支援学校や聴覚障害特別支援学級等で何らかの支援を受けている児童(小学生)はグラフⅢ-1で分かるように133人となっています。



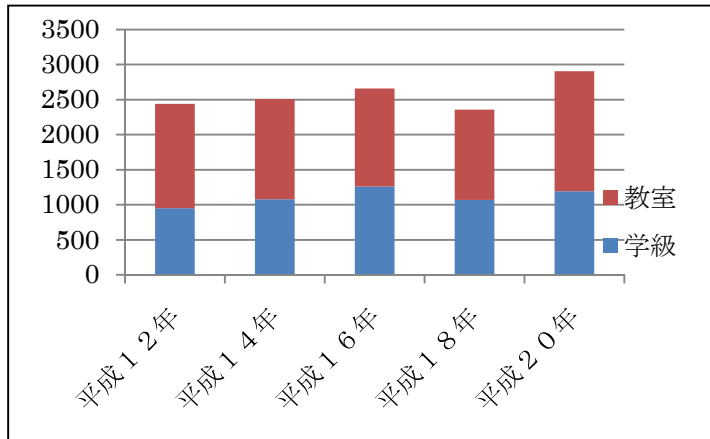
この数を細かく見てみると聴覚障害特別支援学校に在籍している児童が80人、同じく聴覚障害特別支援学校の通級指導やサテライトで指導を受けている児童が38人、普通小学校の聴覚障害特別支援学級や聴覚障害通級指導教室で指導を受けている児童が15人となっています。

医療の進歩や新生児難聴スクリーニングの実施等による早期発見早期治療により、聴覚に障害を持つ子どもはピーク時に比べかなり少なくなっていますが、難聴学級在籍児が全県で15人しかおりません。一方で、県内に約350人の難聴児がいるのであれば、特別な支援を受けていない難聴児は140人程度いることが推測されます。

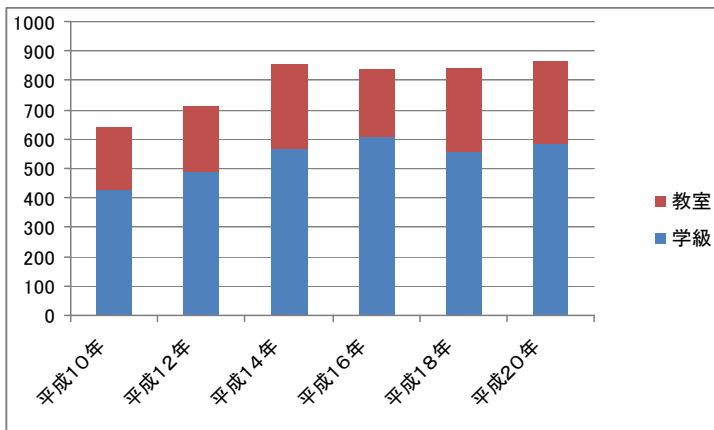
全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会の調査によると、全国の難聴学級や難聴通級指導教室での指導対象児数は、グラフⅢ-2でも分かるように、その数は

2, 500人前後で推移し、指導対象児が減っているわけではないことが分かります。また、グラフⅢ-3から分かるように難聴学級や通級指導教室（難聴）の担当者数もここ数年800人から900人の間で推移しており、全国的には難聴学級が減少しているわけではないことも明らかです。このことから静岡県内の難聴学級・通級指導教室（難聴）の在籍数が15人というのは極端に少ないと言えます。

グラフⅢ-2 指導対象児数（全難言協調査より）



グラフⅢ-3 難聴学級・通級指導教室（難聴）担当者数



県内では難聴学級の数の減少により、難聴学級そのものの存在を知らない保護者が多くなり、このことがより一層の減少を招いているのではないかと考えられます。

難聴児指導は、聞こえの状態の把握や雑音への配慮等を行いながら、発音の問題、語彙不足の問題、作文力の問題などを補う指導など個に応じた学習（特に言語力の向上）支援を行う必要があります。また、将来の社会参加の基本となる健常児との関わりを通常学級との交流の中で学ばせることも大変重要な指導内容です。

これまで普通学校に設置されている聴覚障害特別支援学級や聴覚障害通級指導教室では、こうした健常児との関わりという点で聴覚障害特別支援学校では得られない大きな成果をあげています。

このような意義を持つ難聴学級を失うことは難聴児や難聴児を持つ保護者にとっても就学の選択肢を狭めてしまうことになり大きな損失となります。またこのまま難聴学級・教室が減少していくことで、今まで蓄積してきた専門性が失われていくことも懸念されます。

聴覚障害特別支援学級や聴覚障害通級指導教室の存在を広く知らせるとともに、県内どこに居住していても難聴指導を受けられるように、難聴学級や通級指導教室（難聴）を設置していただくことを強くお願いいたします。

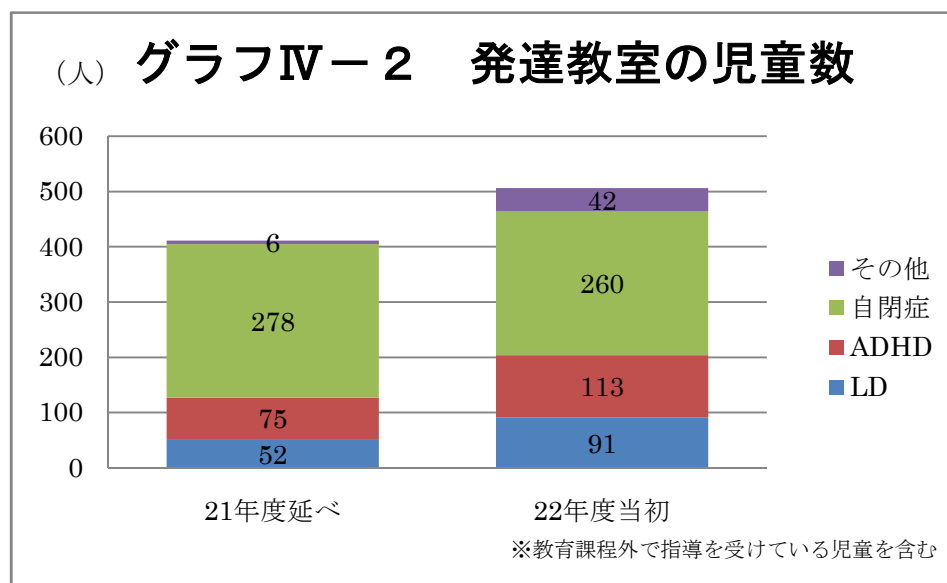
IV 発達障害通級指導教室充実発展のための要望

1 発達障害により、通常の学級で生活のしにくさや学習のしにくさを感じている児童・生徒が急増しています。これに伴い発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、その数はニーズに答えるものではありません。未設置の市町においては一刻も早く新設されることをお願いすると共に、既設の市町においてもニーズに応じた新設、増設をお願いいたします。

発達通級指導教室の入級を希望する児童生徒は増加の一途をたどっており、昨年度の相談件数は 700 件を超えています（表Ⅳ-1）。また、グラフⅣ-2 に示したように、今年度に入り、約一カ月の間で 100 人近い児童数の増加があります。また、通級児童の障害特性から、短期に改善し退級するケースは少なく、退級した児童生徒は 1 年間でわずか 63 人となっています（表Ⅳ-3）。その為、新設されたり増設されたりした通級指導教室もすぐに指導児数が超過していく状況にあります。在籍校からは通級の必要性を感じながらも、保護者が送迎や付き添いをするのが難しく、通級できない児童がいるという話を伺います。保護者からは、近くに教室がなく交通機関の不便さから通級したくてもできないという声を耳にします。今後も通級の入級希望者は、さらに増加することが予想されます。地域のニーズに応じた通級指導教室の新增設をお願いします。

表Ⅳ-1 平成 21 年度の相談件数と人数

| | 人数(人) | 件数(件) |
|--------|-------|-------|
| 自市町村から | 303 | 762 |
| 他市町村から | 1 | 4 |
| 合計 | 304 | 766 |



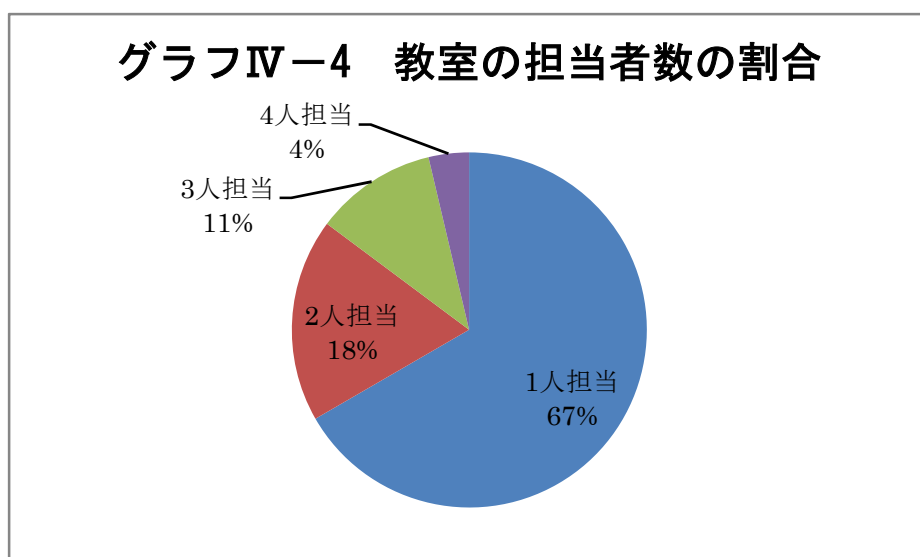
表IV-3 平成21年度の退級児童と理由

| 退級理由 | 人数(人) |
|------------|-------|
| 改善 | 23 |
| 希望 | 8 |
| 特支学級または学校へ | 23 |
| その他 | 9 |
| 合計 | 63 |

2 発達障害通級指導教室における担当者の複数配置は進んできましたが、未だ一人担当の教室も少なくありません。発達障害という障害の特性に応じた指導を実践することや担当者の資質向上を図るため複数担任の配置をお願いします。

自閉症、LD、ADHD と様々な障害種に対応する専門性が求められる中、複数の教員が教室に配置されることにより、①お互いの指導法を学び合う機会となる、②複数の目で子どもを捉えることでの確かな実態把握が可能となる、③チームティーチングにより、効果的な指導形態が可能となる、④人事の異動があった場合に、より細かな引き継ぎが可能となる等、指導効果・運営を向上させることができます。しかし、IV-4 で示したように、県内では7割近い教室が一人の担当で指導にあたっております。

より効果的な指導・支援を行い、専門性を獲得・継承するためにも、担当の複数配置を推進することをお願いいたします。



V 早期指導充実発展のための要望

1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

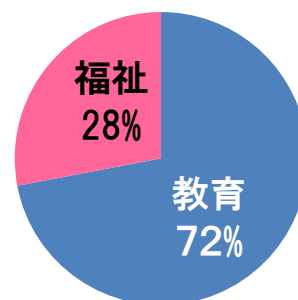
そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われます。早期支援の重要性を鑑みこのことについてご検討くださるようお願いいたします。

平成22年度、「幼児ことばの教室」は44教室あり、その教室を担当する行政はさまざまです。(表V-1、グラフV-1)

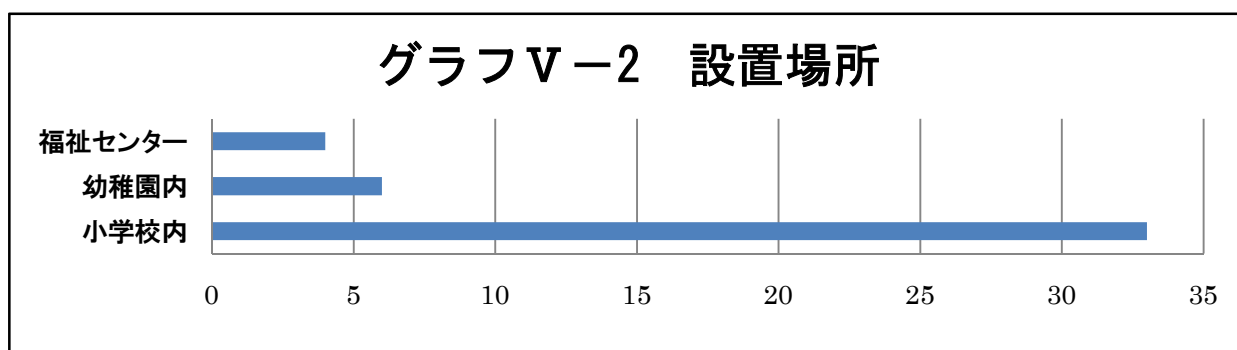
表V-1 幼児教室の担当行政

| | | |
|------|----|----------|
| 教育行政 | 36 | 教育委員会 |
| 福祉行政 | 6 | こども保育課4 |
| | | 子育て支援課1 |
| | | 子ども未来課1 |
| その他 | 2 | 地域療育センター |

グラフV-1 担当行政



また、設置場所についてもさまざまです。(グラフV-2)

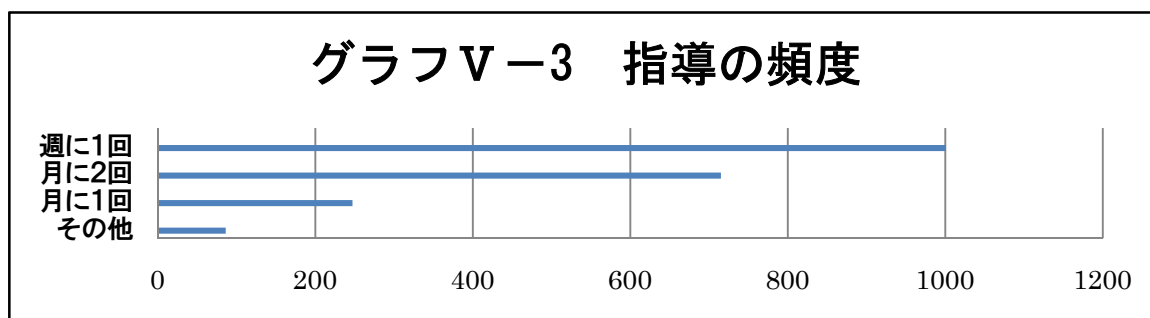


学齡のことばの教室が設置されている小学校内にある「幼児ことばの教室」においては、小学校へのスムーズな就学・通級教室へのスムーズな移行・指導等に関する日常的な情報交換や研修が行われ、成果をあげています。今後できるだけ学齡ことばの教室の設置されている小学校に「幼児ことばの教室」を設置していただきますようお願いいたします。

また、各教室の指導児数や指導頻度にも差があります。担当者一人当たり指導児が

5人程度の教室から、40人の教室まであり支援に格差が生じています。それに伴い指導頻度にも差が生じています（グラフV-3）。指導枠に限度があり1週間に1回継続的に指導したくても2週間に1回になったり、年長児を優先すると年中・少児は頻度が低くなったり、なかなか効果が上がりません。

障害の早期発見や早期指導の場として重要性が高まっている「幼児ことばの教室」の設置基準の内容のひとつとして、対象幼児数に対して指導者数を決定する方向でお願いしたいと思います。



2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に聴覚・視覚特別支援学校幼稚部と同様に正規職員を配置することをお願いいたします。また、市町に対して、非常勤講師などを配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

近年「幼児ことばの教室」が増加し、指導を受けられる幼児が増えたことは、幼児指導の重要性からしても大変望ましいことです。しかし、指導員は高い専門性（資格）を持ちながら（グラフV-4）身分は臨時や非常勤であり、正規の職員は11%にとどまっております。（グラフV-5）高い専門性を生かして指導に当たれるようできるだけ正規の職員を配置する必要があります。

嘱託などでは勤務年限が制限されている市町があり、せっかく身に付けた専門性がこうした制限により生かされなくなってしまうと同時に、また新たな専門性を身につけるための研修も必要となります。こうした点からも現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加についての制約も含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

